

平成十八年十一月十日受領
答弁第一三三一号

内閣衆質一六五第一三一号

平成十八年十一月十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出琉球王国の地位に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出琉球王国の地位に関する再質問に対する答弁書

一について

千八百七十二年当時、沖縄において県ではなく藩が設置された理由については、承知していない。

二について

いわゆる「琉球処分」の意味するところについては、様々な見解があり、確立した定義があるとは政府として承知していないが、一般に、明治初期の琉球藩の設置及びこれに続く沖縄県の設置の過程を指す言葉として用いられるものと承知している。

三について

御指摘の各「条約」と称するものについては、いずれも日本国としてこれら各国との間で締結した国際約束ではなく、それらの締結をめぐる当時の経緯について、政府として確定的なことを述べることは困難である。

四について

沖縄については、いつから日本国の一部であるかということにつき確定的なことを述べるのは困難であ

るが、遅くとも明治初期の琉球藩の設置及びこれに続く沖縄県の設置の時には日本国の一部であったことは確かである。